

令和7年2月18日

保護者・地域の皆様

吉野川市教育委員会

### 夏季休業日（夏休み）の変更について（お知らせ）

日頃より、本市教育行政に対し、ご理解とご支援いただいておりますことに、感謝を申し上げます。

さて、この度、吉野川市立小中学校管理運営規則の一部を改正し、令和7年度より吉野川市内全小・中学校の夏季休業日を次のとおり変更することといたしましたので、保護者の皆様には何卒ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

#### 1. 夏季休業日の期間

改正前	改正後
7月21日から8月26日まで	7月21日から <u>8月31日まで</u>

#### 2. 改正をする理由

- ・近年の夏の暑さは、「異常気象」といわれ、命に危険を及ぼす気候となっていており、児童生徒の安全な教育活動を行うためには、8月中は特に熱中症へのさらなる警戒が必要であること。  
※今年度においては、8月27日と31日の2日間、熱中症警戒アラートが発表された。
- ・インフルエンザやコロナなどの感染症による学級閉鎖・学年閉鎖等の不測の事態を想定した上で今回の改正を行っても、国が示す標準となる授業時数が十分確保できること。
- ・教職員の働き方改革を推進し、教育の質の向上に取り組む必要があること。

※このことに関するお問い合わせは、  
吉野川市教育委員会（22-2273）までお願いします。